



前略 いつもお世話になっております。事務所だよりの7月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

会社法施行(18年5月1日)後の会社設立について

会社法が施行されて大きく変わったのは有限会社の設立ができなくなったことです。この改正によって、今後設立する会社は株式会社と合名会社・合資会社・合同会社のみとなりました。

今回は、株式会社(株式譲渡制限会社)の設立・運営形態について報告します。

| | |
|--|---|
| 商号(類似商号の制限) | 同一住所で同一商号の場合のみ登記不可 |
| 目的 | 違法目的などは登記できないが、ある程度包括的な記載が可能 |
| 出資者の数 | 1名以上 |
| 出資者の責任 | 有限責任 |
| 出資1株の金額 | 自由 |
| 資本金 | 1円以上 |
| 株券の発行 | 任意 |
| 発起設立の払込金保管証明 | 銀行等の残高証明・通帳のコピーで証明できる |
| 資本金の通帳からの引出 | 設立登記前でも払込金の引出可能 |
| 現物出資 | 原則 専門家の調査必要 財産総額が500万以下なら専門家の調査不要 |
| 会社の代表者 | 代表取締役 |
| 役員の数と種類 取締役 監査役 | 1名以上(取締役会設置会社は3名以上) 任意(取締役会設置会社は1名以上) |
| 取締役会の設置 | 任意 |
| 役員の任期 取締役 監査役 | 原則2年 定款で最長10年にできる 原則4年 定款で最長10年にできる |
| 定款の認証 | 必要 |
| 配当 | 臨時株主総会で随時配当可能 純資産の額が300万未満の場合は配当不可 |
| 設立関係費用 定款の印紙税 定款の認証料 会社実印作成費用 出資払込金保管証明 設立登記登録免許料 謄本交付手数料 印鑑証明交付手数料 税理士・司法書士報酬 | 4万 5万 1万~(種類によります) 不要(以前は1~2万円) 最低15万(以前は有限会社で6万円でした) 1通1000円 1通 500円 事前確認・事前調査・書類作成・登記申請で20万円前後です 税務署・県税事務所・市区町村への届出や個人事業から法人への事業資産、負債の引継ぎは別途手続き費用がかかります |

(個人事業と比べた場合のメリット)

株式会社の方が社会的信用が高い...最低資本金の規制撤廃で今後はそれほどでもない。

株式会社の出資者は出資額までの有限責任である...実際は役員が個人的保証を求められる。

税金の負担が軽減される...消費税については、資本金1000万以下であれば設立後2年免税。

役員給与を取ることによる節税効果は税制改正によりメリットが喪失する場合もあるので注意が必要。

役員として社会保険に加入できる...社会保険の支払い負担が重い。